

六甲山「賑わい創出事業」
募集要領

2019(平成31)年3月

神戸市

1. 募集の目的

神戸市では、2017(平成 29)年度から、観光振興における重要な課題の 1 つである六甲山の活性化を実現するため、利活用を見込む六甲山上の遊休施設等に対して、提案者自身が六甲山上の観光振興への貢献を前提に建替えや耐震化等のリニューアルを主体的に行う際のリニューアル経費への支援を行ってきました。

2019(平成 31)年度は、これまで本事業の対象としていた六甲山上の遊休施設等に加え、2019(平成 31)年 4 月に六甲山上エリアにおいて観光関連施設の新築を認める規制の見直しを予定していることから、六甲山上の更なる活性化を実現するため、遊休施設等の建替えや改修に加え、ホテルや飲食店などの観光関連施設の新築に対する支援を新たに実施いたします。また、六甲山上の景観改善のため、長年使用されず放置された保養所等の解体支援についても支援を拡充します。六甲山上の遊休化した企業保養所等の利活用や観光関連施設の新築等により、国立公園六甲山が国内外の多くの人々を呼び込む魅力ある空間になるような、民間ならではの発想や創意工夫にあふれるご提案をお待ちしています。

2. 募集の概要について

2-1 企画募集概要

企業、団体及び事業者等が、自ら所有する物件、または自ら調達した物件で行う六甲山の賑わい創出や景観の改善に繋がる事業の企画提案を募集します。

本提案募集で候補事業に選定されると、その実現に要する費用の補助(※)、法規制等に関する国等関係機関との協議・調整にかかる窓口の紹介や事前書類相談等の支援を受けることができます。

なお、事業費補助については、2019(平成 31)年度予算議案として市議会等の議決を経たのち、対象事業の実施完了後かつ提案者からの報告に基づく神戸市による履行確認後となります。

※補助対象経費は、対象施設の建築・改修及び除却費用など、当該事業の具体化に必要な費用として領収書等で用途や金額が確認できるものを意味し、土地購入費や家具・調度品等の什器備品購入費用、特定の利用者を対象とする用途への改修費用や、特定の個人・団体が利用する範囲に対する改修費用、事業の実施範囲外に対する工事費用及び直接人件費等は含まれません。

2-2 募集する企画案

以下のすべてを満たすものを対象とします。

- ① 遊休施設等の所有者や企業、団体及び事業者等が、六甲山上の「賑わい創出」、「景観改善」のために、主体となって自立的、継続的に行う事業であること
- ② 行政と連携し、提案者自身が事業実現のために取り組み、2021(平成 33)年 3 月 31 日までに工事及び支払が完了する事業であること
- ③ 事業実施後、10 年以上にわたり、不特定多数が利用可能な集客施設としての活用が見込め、六甲山上の賑わい創出に貢献する事業であること

※解体においては自然公園としての六甲山の景観改善に資すること

※「賑わい創出」事業の例

- ・外国人観光客向け体験ツアーや市民向け健康増進ツアー等を企画・実施するサービスの拠点施設
- ・外国人観光客向けゲストハウスなどの体験型宿泊施設
- ・会議場やレストラン、ショッピング施設等を併設したリゾートホテル
- ・六甲山の自然を満喫できるレストランや温浴施設などを併設したグランピング施設
- ・景観等に配慮したオーベルジュ、カフェ・レストラン等の飲食施設
- ・自然環境や自然の恵みを活かしたアクティビティなどの体験型観光施設

- ・観光客やハイカー、地域住民が気軽に集える情報交流・コミュニティスペース
- ・市民・観光客に開かれた工房や若手アーティスト等を応援するギャラリー、ホール等
- ・その他、魅力ある集客施設等の建替・リニューアル・新築など

2-3 対象となる物件

- 神戸市灘区六甲山町内かつ自然公園法に基づく公園計画で定められた六甲山集団施設地区内に立地する物件
- 建替・改修・解体支援の各事業においては、企業、団体及び事業者等が保有している保養所等の遊休施設
新築支援事業においては、新たに観光関連施設の建築が可能な土地
- 事業実施により不特定多数の利用者が見込まれる施設
特定の個人や団体等が利用する施設や施設内の区画については本事業の対象外です。
- 延床面積が 30 m²以上である物件（新築・建替支援事業に限る）
- 建築関係法令等に適合する物件
応募の時点で建築関係法令や用途の基準、新耐震基準等に適合していない物件を改修して利活用する場合、本事業の実施により適合させる予定であることを応募の必須条件とします。事業実施後、関係法令を遵守できないことが判明した場合、本事業により交付した金額の全額返還を求めることがあります。
- その他
応募の時点で既に全部又は一部が利活用されている物件の場合でも、既存事業の延長ではなく、新たな事業展開のための初期投資等を伴う企画であれば応募可能です。

2-4 提案事業者の資格要件

対象となるのは、以下①～⑥の全てを満たす企業又は団体等です。

- ① 対象物件で行う提案事業を、少なくとも 10 年以上継続させる意思や、それに応じた実施体制の確認ができること
- ② 企画の実施に必要な免許等の資格を、応募時点で提案者自身が有している、又は事業の着手時までに取り得ることができる見込みであること
- ③ 応募時点で次のいずれにも該当しないこと
 - ・会社更生法に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
 - ・神戸市指名停止基準要綱に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
 - ・兵庫県指名停止基準に基づく入札参加資格者の指名停止の決定を受け、指名停止期間中の者
 - ・既に納期が到来している市民税や県民税又は法人市民税等に、未納又は滞納がある者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体等
- ④ 神戸市が実施する「提案審査会」（守秘義務を有する有識者等で構成。非公開。以下、「提案審査会」という。）において、提案内容のプレゼンテーション（非公開）に出席し、提案事業の特徴、実施効果を含む提案内容の説明や、質疑応答ができること
- ⑤ 候補事業に選定された場合、提案内容の公表時期や範囲等に関して、事務局と協議のうえ必要な協力・調整ができること
- ⑥ 政治的・宗教的な企業・団体等ではないこと。また、公序良俗に反しないこと

※上記要件を満たさない場合は選考の対象としません。また、受付後に上記条件を満たさないことが判明した場合、候補事業の選定又は事業指定を取消すことがあります。補助金支払い後に判明した場合には、事業指定を取り消し、補助金の全額返還を求められます。

2-5 提案審査について

■候補事業の選定

応募要件を満たした提案については、提案審査会（6月予定）において提案内容を審査し、優れた提案を「候補事業」として選定します。

■応募要件等

- ① 事務局において、書類や事業内容等を確認するため事前相談を行います。必ず事前にご相談ください。
また事業実現に向けた関係法令等への対応については、各行政機関への相談結果を様式7にまとめていただき、提案事業の実現性を確認する報告資料として、提案資料と併せて事務局にご提出いただきます。
- ② 事業を行う上での課題整理や実現可能性等について十分に検討されており、実現に向けた見通しを立てていること。
- ③ 市が指名する提案審査会の審査委員が所属する企業・団体等は、本公募に応募することはできません。

■書類確認（応募申請書類提出時～提案審査会まで）

事務局において資格要件等の確認を行い、要件を満たしていれば、提案審査会でプレゼンテーションを行っていただく日時・場所等を個別に提案者にお知らせします。

■プレゼンテーション（提案審査会）

- ① 神戸市が実施する提案審査会においては、提案を実施する提案者自身に提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ② 提案審査会において「企画提案書」および当日の提案者のプレゼンテーションの内容をもとに、審査委員が評価基準に基づく審査を行い、候補事業を選定します。
- ③ 選考結果は、各提案者に対して事務局から通知します。
※ただし、審査の内容や審査の詳細等に関する問い合わせには一切応じられません。

■事業指定及び補助金の交付時期

候補事業については、事務局との協議により事業着手が確実に見込まれた時点で、補助金の交付決定手続きを経て、2019(平成31)年度の「補助金交付予定事業」に改めて指定します。

※補助金の交付時期は、事業終了後、提案者からの実績報告に基づいた神戸市の履行確認後となります。

2-6 補助金について

六甲山上において提案者が主体的に行う、観光客の利便性向上や自然公園としての景観の改善、魅力の向上に資する遊休施設等の建替、改修・増改築、解体や、賑わい施設の新築にかかる費用の一部を補助します。対象事業に対する補助金額は事業に応じて、神戸市が決定し、交付します。

なお、補助金は本事業予算の範囲内で交付いたしますので、候補事業の選定件数によっては、1提案者あたりの補助金額が減額される場合があります。

また、次の①から③の実施に向けた設備投資において、神戸市環境局が実施する「神戸市浄化槽設置整備事業補助金」を受けようとする場合は、本件対象経費と重複して補助を受けることはできません。本件の申請において、浄化槽本体の設置に係る経費が重複しないようにしてください。

① 新築支援事業

対象経費 最大 3,000 万円／件
補助率 対象経費の最大 2／3 以内
補助金額 最大 2,000 万円／件

② 建替支援事業

対象経費 最大 3,000 万円／件
補助率 対象経費の最大 2／3 以内
補助金額 最大 2,000 万円／件※

※ 下記④解体支援事業と併用可能です。併用した場合の最大補助金額は、合算して 2,250 万円です。
企画提案書の提出期限までに解体金額を算出できない場合は、新築支援事業のみとして取り扱います。

③ 改修支援事業（耐震改修を含む）

対象経費 最大 1,800 万円／件[※内装・設備改修：1,320 万円／件、耐震改修：480 万円／件]
補助率 対象経費の最大 2／3 以内[※国費要件を満たす場合]
補助金額 最大 1,200 万円／件[※国費要件を満たす場合]

※ 昭和 56 年 5 月 31 以前に着工した建築物を改修して利活用する場合、耐震改修を実施するか、耐震診断基準に適合していることが確認できる必要があります。

※ 国費の補助対象は、下記の要件を全て満たす建築物です。

- (イ) 申請時に居住者又は利用者がおらず、今後も従来の用途に供される予定の無い建築物。
- (ロ) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物については、耐震診断を実施し、耐震性が確保されていない場合は、改修により確保し、耐震性が認められること。
- (ハ) 10 年間要件に合致した用に供すること。
- (ニ) 事業収支については、大幅な利益が出る事業は認められない。
- (ホ) 事業提案施設内に、コミュニティスペース等の地域交流拠点となる空間を整備し、運営すること
- (ヘ) その他、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（空き家再生推進事業）、兵庫県が定める兵庫県県土整備部補助金交付要綱及び、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めるところによる。

④ 解体支援事業[※本事業のみの応募については、提出書類及びヒアリングにより審査を行います。]

補助金額 最大 250 万円／件（補助金額が対象経費を超える場合は、対象経費を上限とする）

※ 企画提案書の提出期限までに解体金額を算出できない場合は、解体支援事業の対象となりません。

※ 本事業のみの応募については、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、提案審査会での審査対象とはしません。

3. 評価基準（評価のポイント及び配点 [100 点満点]）

選考は、以下の基準に基づき行います。

- ① 賑わい創出への貢献度・・・ 六甲山地区の賑わい創出に対して効果が大きいか
(40 点) 観光客等の利便性の向上や長期的な経済効果が見込まれるか
六甲山にふさわしく、観光客等のニーズに応じた内容か

- ② 事業の実現可能性・・・事業の実施体制に問題はないか（資格・資金・体制等）
 (30点) 事業範囲の明確化、事業計画やスケジュールに問題点や矛盾はないか
 実現に向けた課題の把握、課題克服のための展望や対策は適切か
 将来性や採算性に関する見通しは適切か
- ③ 景観・環境等への配慮・・・六甲山上の景観や自然環境に対する適切な配慮がなされているか
 (30点) 国立公園としての魅力向上に貢献する内容か
 その他、利用者の安全・安心への配慮や備えは十分か

4. 応募書類

応募書類は以下の2種類です。

- (1) 応募申請書類（様式指定）・・・A4サイズの指定様式で作成
 (2) 企画提案書類（様式指定）・・・A4サイズの指定様式で作成※ [※解体支援事業では不要]

■応募申請書類の提出について ※提出期限：2019(平成31)年5月8日(水) 17時まで(必着)

次の①～⑦をすべて揃えたうえで、紙（原本1部、写し5部）とデータ（PDF ファイル）を提出してください。また、下記の添付書類（写し1部）もあわせて提出してください。

- ① 企業等概要書（様式1）：候補事業に選定された場合は原則公開。
 ② 提案サマリー（様式2）：候補事業に選定された場合は原則公開。（※A4用紙1枚にまとめてください。）
 ③ 対象遊休施設等概要書（様式3）：非公開。（※提案者の承諾を得て一部を公開する場合があります）
 ④ 対象遊休施設等の所有者承諾書（様式4）：非公開。（※同）
 ただし、上記期限での提出が難しい場合は、事前相談時に事務局にご相談ください。
 ⑤ 地方税に関する誓約書兼神戸市税・兵庫県民税に関する調査に対する承諾書（様式5）：非公開。（※同）
 ⑥ 誓約書（様式6）：非公開。（※同）
 ⑦ 事業実現に向けた各種法令等確認内容報告書（様式7）：非公開。（※同）

【添付書類】

[法人・個人事業主 共通]

- ・対象施設の所有者等が確認できる書類[不動産謄本（土地・建物）、所在地図、現況配置図、現地写真等]
- ・団体等の定款又は会則及び役員名簿
- ・事業の実施に必要な営業許可、販売免許等の写し（必要な場合のみ）
- ・事業に関する特許権、商標権等を取得している場合は、その写し

[法人の場合]

- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- ・直近3年分の決算書（貸借対照表、損益計算書及び勘定科目明細）
- ・法人概要・直近の活動実績が分かるもの（会社概要・パンフレットなど）

[個人事業主の場合]

- ・運転免許証、パスポート等の本人確認ができる証明書の写し
- ・直近3年分の確定申告書（事業収支が確認できる資料）の写し
- ・直近の会計決算・活動実績がわかるもの

■企画提案書類の提出について ※提出期限：2019(平成31)年5月24日(金)17時まで(必着)
次の⑧⑨を揃えたうえで、紙(原本1部、写し5部)とデータ(PDFファイル)でご提出願います。
提出期限を過ぎた事業提案は失格となります。また、提出された企画提案書は返却しません。

⑧ 企画提案書(様式8)：非公開とします。提案審査会の審査委員以外には原則開示しません。

⑨ プレゼンテーション資料：非公開とします。提案審査会でのプレゼンテーションに使用します。

提案審査会の審査委員以外には原則開示しません。

(※様式自由。A4サイズで統一し、全体で6枚以内にまとめてください。)

なお、事業実施後の建物の規模や仕様、また賑わい創出効果を確認するため、事業実施後の建物外観や内部パース、建物図面は必ず添付してください。

5. その他留意事項

■提案者は、応募申請書類の提出をもって本募集要領の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

■提案に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

■提案に際して、言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとします。

■提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとします。ただし、神戸市は、募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用できるものとします。

■提案書その他提案者から提出された書類は返却しません。

なお、提出書類や採択結果(不採択となった提案者名・審査結果を含む)は、神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承の上でご提出ください。

■応募申請書類、企画提案書類に記載した工事内容が守られない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

■次のいずれかに該当する場合は提案を無効とし、補助金支払い後に判明した場合は事業指定を取り消した上で、補助金の全額返還を求めることがあります。

- ・本募集要領に反した場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合
- ・虚偽の記載がある場合
- ・その他提案のあった計画を遂行するにふさわしくないと認められた場合

■本補助金の交付を受けた場合、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から10年間、選定事業の実施内容に係る資料や領収書その他の帳簿類等の関係書類を、必ず保管してください。

■本事業の補助金の交付を受けて実施した事業に係る建築物においては、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から10年間、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為をすることができません。これらの行為を行う前に、必ず神戸市に協議の上、事前に承認を得てください。

- ① 当該建築物を補助金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
- ② 当該建築物を、補助金の交付決定を受けた土地とは別の土地に移転させる行為

■本事業の実施に関して必要な事項は、この要領に定めるものの他、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めます。

本提案募集の応募の流れ

年月	スケジュール（予定）
2019年 (平成31)年 3月	3月8日：「募集要領」「応募様式」を神戸市ホームページに掲載
4月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">応募事前相談</p> <p style="text-align: center;">3/8（金）～5/8（水） ※土日祝日を除く</p> <p>募集要領の内容や関係法令の窓口案内、応募用紙の書き方等について事前相談に応じます。相談が無い場合は応募いただけません。</p> <p><要事前予約></p> <ul style="list-style-type: none"> ●時間：午前9時～午後5時（但し午後0時～1時を除く） ●場所：神戸市経済観光局観光企画課 （神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビルディング東館9階） ●連絡先：電話番号 078-322-6381（ダイヤルイン） <p>メールアドレス kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp</p> <p style="text-align: center;">応募書類受付</p> <p style="text-align: center;">3/8（金）～5/8（水）<必着></p> <ul style="list-style-type: none"> ●時間：午前9時～午後5時（但し午後0時～1時を除く） （持参の場合は、要事前予約） ●場所：神戸市経済観光局観光企画課 ●連絡先：電話番号 078-322-6381（ダイヤルイン） </div>
5月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">企画提案書の受付</p> <p style="text-align: center;">4/22（月）～5/24（金）<5/24必着>※土日祝日を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ●時間：午前9時～午後5時（但し午後0時～1時を除く） （持込みの場合、要事前予約） ●場所：神戸市経済観光局観光企画課 ●連絡先：電話番号 078-322-6381（ダイヤルイン） </div>
6月	<p>上旬：提案審査会（日時・場所は提案者に別途連絡）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>提案者によるプレゼンテーションを行い、候補事業を選定</p> </div> <p style="text-align: center;">候補事業の選定・公表</p> <p style="text-align: center;">⇒提案者による事業着手</p>

※事務局（本件の問い合わせ先）

神戸市 経済観光局 観光企画課 高野尾（タカノオ）、北面（ホクメン）

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビルディング東館9階

電話番号 078-322-6381

FAX 078-322-6138

メールアドレス kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp